

中観プラーサンギカの「弥勒請問章」受容

——『レクシエーリンポ』Ⅱ・222、132 解説研究——

白 館 戒 雲

(ツルティム・ケサン)

チベット仏教における、ツォンカパの頭教としての根本の依り所は既に述べるまでもなく大乘なる中観プラーサンギカにあるが、そのツォンカパによってプラーサンギカ仏教の綱要を表明している著作として、『レクシエーリンポ』

(Dran nes Legs bka'd shih po, 『未了義了義 善説心髓』の略称)の「中観プラーサンギカの章」の著述は重要な資料の一つである。そのことは拙稿の若干によってもその一端について既に解説研究の仕方で見つかったことでもある。^①

この「中観プラーサンギカの章」は、章題にも示すように、インド仏教における中観プラーサンギカ学派の人達が如何にしてナーガールジュナ(龍樹)の深い密意趣を解明

しようとしているか、という論旨に基づいており、二つの項目からなる論述がなされている。その第一の項目では「人・法において自性の有無を如何に説明しているか」と掲げて、中観仏教の基本的な立場が概説されている。

その中、後半部分においては、かねてより注目されている『般若経』所収の「弥勒請問章」についての論究が見られる。「弥勒請問章」は周知の通り、サンスクリットの校訂がなされており、チベット訳では『二万五千般若経』や『一万八千般若経』に収められている。漢訳所伝の『般若経』群には見られないが、玄奘訳の無性の『撰大乘論釈』にはその一節が引用されており、一方、同チベット訳には

見られないなど、この「弥勒請問章」については関心のよせられている仏典である。近年、長尾雅人先生はこれまで研究を総括するとともに見解を表明しておられる。^③

この「弥勒請問章」には特に『解深密経』などに類似した三性の説述が見られることもあって、それが『解深密経』と同じ傾向のものであるかどうか、という重要な思想的な課題を、すでにツォンカバはこの『レクシニポ』において取り上げているのである。

ツォンカバにとっては「弥勒請問章」は『二万五千般若経』の一章であり、『般若経』を声通りにして了義として受け止めるとき、見過ごすことのできない課題があったものと考えられる。中観ブラーサンギカ学派の人達による具体的な説明は見られないとしつつ、ツォンカバはこの説明を通じて、中観ブラーサンギカの立場をより鮮明にしようとした意図がうかがわれることでもある。

ここに試みる拙稿は、それらの論究が展開している項目の解説研究である。

なお、本稿は拙稿『レクシニポ』の中観ブラーサンギカ章「解説研究」(『大谷大学研究年報』四二所収)の「はしがき」に掲げた科文によると、(3)の中の後半部分の論述を扱うものである。

『解深密経』と「弥勒請問章」

(I. 222, 132) (V. 215¹²-225¹⁸, Peking 1736-1782)

もし『解深密経』の三相の建立が瑜伽行派の立場として説明されるならば、「弥勒請問章」の中で三相が説かれているものも、「瑜伽行派の立場のように」同様に認めるか、認めないか。

もし認めるならば、諸々の『仏母経』(『般若経』)を声通りに認めることは相応しくない。『解深密経』の「示す」ごとくである。

もし認めないならば、「次のように人は言うであらう。」

その経典(「弥勒請問章」)の中に、

弥勒よ、凡そ遍計執された色 (parikalpitan rūpan, 遍計所執の色) なるものは実物として無く (adavyam) と見られるべきである。分別された色 (vikalpitan rūpan) は、分別 (vikalpa) が実物としてあるのであるから、実物として有る (sadvayam) と見られるべきである。けれども「それは」それ自らによって起こるからではない。(na tu svatantra-vitāṭah) (V. 216) 凡そ法性の色 (dharma rūpan) なるものは、実物としてないのではなく、実物としてあるのでもなく、勝義として明らかにされたもの (paramartha-prabhavitam)

であると思われるべきである。^④

と言われている、依他起 (paratantra) は実物としてであると説かれており、「一方、色などは名称のみであると説かれている。」色より仏に至る諸法はただ名称のみとして証明する場合に、「すでに『菩薩地』や『撰大乘論』にもとづいて指摘したように」名称の前に知覚はないのであるから、などの (Peking 174a) 三つの理証によって証明されているから、『解深密』と同じであると云えば、説明しよう。

「弥勒請問章」の中で「弥勒の、

智慧の完成について実践し、菩薩行について学ぼうとするとき、色より仏に至るまでについてどのように学ぶべきか。^⑤

という問いの答えとして「世尊によって」、

それはただ名称のみ (nāmanātrakam) であると学ぶこと^⑥

が説かれている。それに対して「弥勒は」、

色云々の名称 (nāmadheyam) は仮説される依り所の事物を伴っている (savastukam) と認識される (upābhayate) ならば、色云々はただ名称のみとして相応しくないから、色などはただ名称のみであると、どのように学ぶべきであるか。それ事物がなければ、その

名称も亦ただ名称のみであるということは相応しくない。^⑦

と尋ねている。対象の事物 (vastu) があるならば、「ただ」(matra) の言葉は「対象を」断つということがなく、もし「対象の事物が」ないならば、名称が起る依り所がないのであるから、名称も亦無いというのである。その答えとして「世尊は」、

色というより仏というに至るまで、実に事物 (vastu) に対して偶然に (agantukam) 名称が仮説されたのである。^⑧

と説かれていて、名称として仮説されたのは偶然なものであるというように適応するのである。偶然なものはこの場合、作り出されたもの (kṛtīma-artha) であるから、自性を否定するのである。

ところで、こ「の言葉」は、「唯」識派 (V. 217) のように、「依他起の」色などを諦成 (dōśa brūṭ) として否定せずに、色などとして名称が仮説された自体として色などを諦成として否定したならば、先に、色より仏に至るものがただ名称のみとして説かれる意図は、これは色である、云々として仮説された自体は名称して仮説されたのみにすぎないのであって、仮説される依り所である色などは名称としてた

だ仮説されたのみでない、と示されたことになるであろう。

そのようであるならば、後に「弥勒が」、

色などあらゆる相 (Tatsana) は無いのか。^⑨

と問うた答えとして、「世尊が、」

そのように言わない。^⑩

と説かれて、そこで「弥勒が」、

どのようにであるか。^⑪

と問うた答えとして、「世尊が、」

世間の記号や言説としてあるけれども、勝義として

(Peking 175b) はないのである。^⑫

というように、色より仏に至るまであらゆるものは勝義として無いことで等しく、言説として有ることで等しい、と説かれたことが不合理となる。

それ故に、「ある人が」この「弥勒請問」章によって、

『仏』母経』の中に「弥勒請問章」以前に、一切法は勝義としてなく、言説として有ると説かれる意図が示されていることから、「この『般若経』を」末了義として解釈したのは、不合理を語るものである。

従って、名称として仮説された諸法は言説によって有り
と建てられ、作り出されたものであって、しかも、言説によ
って有ると、ただ建てられたのみでない、名称が起こっ

てくる「それ独自の」依り所はないけれども、一般的に名

称が起こる依り所の事物はないのでないから、それ「依り所」が有ることと、名称としてただ仮説されたのみとして説かれたこととは矛盾しないという意味である。そこで、「弥勒は、」

色 (V. 218) と言われる名称がなくしては、色の事物を

見たことによってこれは色であるということが生ぜず、
名称によって生ずるのであるから、色といわれるものが偶然に名称として仮説される、ということはどうして合理的であるか。^⑬

と問うている。すなわち、色が言説によって建てられるならば、その名称は仮説されなるときにも、言説によって建てられることがあるのであるから、色であるということが生ずることは合理的である、と言うのである。

しかるに「世尊が」、

弥勒自らに、名称に依らずして、事物に対して色であるという知覚は生ずるであろうか。^⑭

とお尋ねになって、「弥勒が、」

生じない。^⑮

とお答えしたとき、「世尊は、」

「名称に依らずして色という知覚は生じないという」

その事由こそによって、色云々は偶然に名称をもって
 仮説された。^⑮

と説かれたのである。このことによって、その事由は色などが言説によって建てられた証明であるが、そのことより反対の証明ではないと示されているのは、色などが自相として成り立つならば、そのものにおいて色であるということが生ずるといふそのことは、名称の仮説に依らずに生ずべきであるといふのであって、例え(Peking Tea)ば、芽は自相として成り立つならば、種子に依らない、と投げかけることと同じである。

一つの事物に対して同じでない多なる名称や、多くの対象に対して同一の名称が起こる事由によっても亦、色などとして仮説されたのは偶然であると説かれたことも、色等が言説によって建てられた偶然的なものでないならば、名称の言説は自相をもって生ずべきであって、そのようであるならば、それら「一つのものに多くの名称が起こり、多くのものに同一の名称が起こること」は不合理であるといふ意味である。(V. 219)

これらの理証によって証明されているから、『撰大乘論』の「外境の無という」ように証明する必要性は何らないのである。『広破論』の中に、

それもまた、勝義として成立しているのではない。それ故に、所詮と能詮とは多種にして、混合という過失が見られるから、また、決定的でない故に成立しない。^⑯ というように、『菩薩地』や『撰大乘論』にも述べる「三つの理証の後者の二つによって、勝義として「自性の」成立を否定しているごとくである。

従って「弥勒請問章」の中で弥勒の、

そのようであるならば、色というより仏に至るまで、凡そある事物を捉えている点から、名称や言説を仮説する色などの自体は知得対象こそとしてあるのでないか。^⑰

という尋ねは、名称を仮説する依り所としての事物があるのであるから、色などにおいて自性として成立した自体はあるのでないか、というのである。

その答えとして「世尊が」、

色云々の名称や言説を仮説するその対象は、色などの自体であるか、あるいは、ただ仮説のみにすぎないか。^⑱ と説かれたとき、

ただ仮説のみにすぎない。^⑲

と「弥勒は」申し上げた。そのとき「世尊は」、
 それでは、先の質問のごとく「色などの自体は知得対

象こそとしてあるのでないかという」考えはどうして

「浮かんだの」であるか。^②

と説いている。このことよって、実に自相として成立した自体がなくても、名称の依り所としての事物があることと、そ「の事物」に対する名称として仮説のみにすぎないと説かれたことは、共に矛盾しないことを示しているのである。

そこで「弥勒が」、(Peking 175b)

色などが名称や言説のみであるならば、色などの自体は知得対象となるであろうか。^③

というようにお尋ねしたのは、先に、仮説(V.220)のみにすぎないならば、自体は知得対象とならないではないか、というように、「仮説のみと、自体が知得対象となる、との」二つの矛盾したものが示されたことに対して、仮説のみであると語っても、仮説の依り所と仮説することとは承認されるべきであり、そのようであるならば、色などの自体はあるべきであるから、矛盾しないというのである。

その答えとして「世尊が」、

その名称として仮説されたもののみにおいて、生・滅や、雑染・清浄があるのであろうか。^④

とお説きになったことに対して、「弥勒は、」

ないです。^⑤

と申し上げたとき、「世尊は、」

それでは、仮説のみであるならば、自体があることにならぬではないか、という質問はどうして合理的であらうか。^⑥

とお説きになったのである。

そこで、先に説明したように、^⑦色などはあらゆる点で無いかどうか、という問答がなされて、自体や生・滅や、雑染・清浄を否定したのは勝義としてであって、言説として色などはある、と説かれている。そのことよって、名称としてのただ仮説のみということも亦、言説としてであるから、『解深密経』と「この「弥勒請問章」の」説き方とはどういうところで一致するのであるか。軌範師「アサンガ、ヴァスバンドゥ」兄弟も亦、この「弥勒請問章」によって『「仏」母経』(『般若経』を未了義として解釈せずに、『解深密経』)によって解釈された事由も亦、こ「の「弥勒請問章」も、一切法は勝義としてなく、言説としてのみ有ることが説かれているから声通りに理解することは相応しくなく、『般若経』と」同等であると、お考えになった「からな」のである。

「そして」依他起が実物として有(実有・*rtasas yod*)で

あると説かれていることと矛盾のないことは、先ず最初に、その経(「弥勒請問章」)の中で三相が説かれている仕方を知るべきであるから、「それに就いて」述べることにしよう。その同じ「弥勒請問章」の中に、

弥勒よ、行の相 (samskāranimitta, 心作用の兆し) のそれぞれの事態 (vastu, dīos po) において、色 (V. 221) 名称 (nāma) や構想 (saṃjñā) や仮説 (prañapti) や言説 (vyavahāra) によって、色の自性として遍計執する (Pāking 176a) (rūpa-svabhāvataya, parikalpana) ことが、遍計所執の色 (Pāking 176a) 遍計執された色 (parikalpitaṃ rūpaṃ, 遍計所執の色) であるというより、これらは諸々の遍計執された仏法「である」に至るまでである。

というように遍計所執 (parikalpita) が確認されている。「経文の」[「によって」とは、名称として仮説された対象 (artha) である色を知得対象として (dmiṅs, naś) というのである。「色の自性として遍計執すること」とは、こ「の分別」] によって分別するというのではなく、何らかのものを「知得対象として自性あるものである」と「分別する自体を、遍計所執として示している。

分別されたもの (vikalpita) も亦、その同じ「弥勒請問章」の中に、

行の相 (心作用の兆し) のその事態 (dīos po, vastu) がただ分別のみ (vikalpanāta) の法性 (あり方そのもの, dharmata) として設定されている「すなわち分別によって仮説されたのみの自体を知得対象とする」[分別] によって (vikalpa-pratītya) 言語表現し、凡そあるものについて、これは色であるといい、受であるといい、想であるといい、行であるといい、識であるというより、仏法である、に至るまでの、これらの名称や構想や仮説や言説なるものは分別された色である (vikalpitaṃ rūpaṃ) ということより、乃至これらは分別された仏法である。

というように、分別されたもの (vikalpita) が確認されている。その中で「その事態」とは所詮である。「分別によって」それを語った語り方は色云々である。そのように語った名称などを「分別されたもの」として説かれているのは、実に、先に示されている所詮や (V. 222) 分別 (vikalpa) も分別されたものとして説かれていると理解されるのであって、従って「分別されたものとは」この「色などに対して分別によって仮説されたのみの自体を知得対象とする分別」によって分別された「能詮の事体」とこ「の分別」において「対象が」分別された「所詮の」事体との二つである。

法性 (dharmaṭā) も亦その同じ「弥勒請問章」の中に、およそその遍計執された色「という点」によって分別された色の永久に、永遠に無自性 (niḥsvabhāva, Peking 176b)こそが、また、法無我 (nairātmya)、如性 (tathata)、真実の究極 (dhūta-koṭi, 實際) が法性の色であるというより、これらは法性の仏法であるというに至るまでである。^⑨

というように、法性が確認されている。その中で、分別された色の無自性や法無我などは法性の色である。その法性「がなく」、我がないのであるから、無といわれるところの我あるいは自性は遍計執されたもの (parikalpita) である。永久に、云々によって実に、一切時にそれ「遍計執されたもの」としてそれ「分別されたもの」は空 (śūnya) であると示されるのである。

この仕方は『入「中論」釈』の中で、

^⑩「渦まいている繩を錯覚して蛇として捉えた」かの蛇は繩において「実に」存在しないのであるから、遍計執されたもの (parikalpita) であり、「実際の蛇は」蛇そのものにおいて存在している (pariṣpanna)。その「の蛇」はそれ「繩の蛇」の上に遍計執されたもので

ないからである。同様に、自性も亦、依他起の作られた縁起せるものの上において、実に遍計執されたものである。『中論』第十五章第二偈に、

自性は作り出されたものでなく、他に依らない。

と説かれているからである。仏の領域においては「虚構されたものでなく、自性」そのものである。遍計執されていないからである。即ち、作り出された事物に触れずに、^⑪自性のみ (ra bhān 'a sūg || sūg tūg āri 方) をまのあたり (v. 22c) にすることによって仏と言われる。「それ故に」この三性の建て方によって経の意図が説明されているのである。

と説かれたものと一致するから、中観派の三相の建て方は、『仏』母経』の意味が『入「中論」釈』に説かれている「ように」このように考えるべきである。

その中で、分別されたものは色より仏に至るまで縁起の依他起として考えられる。すなわち「そのことは」主なる点に関して考えたのである。色より仏に至るまで、自体として仮説されたものを遍計執されたもの(遍計所執)として説かれる自体は、あり方あるいは自性として (Peking 177a) 考えられるのであって、依他起がそれ「自性」として有ることが遍計所執であるけれども、仏のありのままの智 (hīna)

の対象においては、それ「自性」の在ることが円成実である。そのことはまた、依他起のあり方として有る遍計所執としてのそれ空なる、依他起のあり方であるそれこそが仏の勝義智の対象において在るのであるから、「依他起なる」一つのあり方こそがそれぞれの事体に関係して遍計所執と円成実との二として建てられるのである。

従って、自相として成立した自性の点からいって、勝義と世俗とのいずれの法も成立しないけれども、法性の点からいって自性を建てたその場合には、世俗の法は成り立たなくても、勝義諦は成立するのであるから、自性の有、無は詳しく理解されるべきである。「作り出された事物に触れずに、自性のみをまのあたりに」理解することを説いているのは、勝義諦(眞・正)をまのあたりに理解する点において、有法の存在することが否定されており、「まのあたりに理解する点と有法の存在を否定するという」そのことの矛盾のないことは先にも説明したのである。

『入「中論」釈』の中に、

依他起を別にした所取能取はないから、依他起において所取能取の二として遍計執されたものが考えられるべきである。^③

と説かれているのは、外なるものと認識するものにおいて

て有、無の区別は無いから、所取能取の二つは共に依他起となるのであり、かくの如くであるならば、それら二つは遍計所執として仮説される事体であって、それら二つは「唯識派のように」所取能取の二として遍計執されたもの「とするの」は合理的でないという意味である。

それ故に、「弥勒請問「章」」の中に、「実物として有、無」が説かれている「実物」は、他の文典の中で「実物と仮説」の二として説かれる実物でもなく、中観派が自相として成立したものを実物として説いたもので(Peking 177b)もないから、ただ存在するほどのもの「という意味」である。かくの如くであるから、遍計執されたものが実物として無いとは「遍計執されたものが」依他起のあり方として有ることはあり得ないことを意図しているが、名称や記号の対象などあり得る遍計執されたものことではない。

分別されたもの(依他起)が実物として有るのは経典そのものの「の「弥勒請問章」」の中に、分別は実物としてあるのであるから、実有として建てるが、それ自らによって起る意味によって実有ではない、と説かれている。従って、それ自らによる「自在なるもの」は軌範師「ナーガールジュナ」父子の本典の中で自相として成立するものという点で説いているそれなるものであるから、別の経典(『解深

『密経』の中で、依他起は自相として成り立つと説かれるものと等しくないのである。分別は実物として(・22)あるから、実有として建てたことも、分別によって建てたものであるから、有として建てられているけれども、自相として成り立つ有ではないという意味である。分別によって建てたものについて、言説として有、無の区別が判別されているから、繩を蛇として分別によって建てたことと等しくないのである。

一法性は実物として有無の二つでないと言かれたのは先に「説明する」如き遍計所執性として無いことと、それを否定した自性(空性)として有ることを意図している。

以上のように考えるとき、この「弥勒請問」章は、『仏』母経』の他の諸章によって一切法は名称としてただ仮説されたのみとして説かれた誤解し易い場を、問答によって決したのであって、三相の有無の区別も亦よく判別して、すでに先に述べた本典^②は建立されていると知るべきである。

三世のすべての勝者の行く一つの道である『般若経』を、その經典それ自らの中で『解深密経』と同じように未了義として決択があるというように、分別の具わっている(Peking 178a)学者に誤解が生ずる大きな場所が「弥勒請

問章」に見られるのであって、それその意味を偉大な中観派の者たちが詳しく解釈したのも見られないから、「以上」詳しく決択したのである。

註

この解説研究に当たっては底本として Varanasi 本(略称 V、一九七三年刊)を用い、北京版(Otani No. 6142)ラッサ版(Tho. No. 5396)を参照した。本稿の和訳については本学片野道雄教授のご協力をたまわった。

なお、ツォンカバの『レクシエーニンポ』については、法尊による漢訳(一九七八)及び Robert A. F. Thurman の英訳(一九八三)が発表されている。II. 222. 132」の記号は、拙稿「Tson kha pa Drah nes legs bśad snin po」未了義・了義善説心髓』について——シノプシス——(『印仏研』二六一—二所収、一九七八)に示した科文の数字である。

① 『レクシエーニンポ』の中観ブラーサンギカ編 解説研究 (II. 222~II. 222. 1121)、『大谷学報』六七—一(一九八七)所収、『レクシエーニンポ』の中観ブラーサンギカ章 解説研究 (II. 222. 122—222. 1232)、『大谷大学研究年報』四二(一九九一)所収など。

② E. Conze and Iida Shotaro, "Maitreya's Questions in The Prajñāpāritā, Mélanges d'indianisme à la mémoire de Louis Renou, Paris, 1968.

③ 長尾雅人著『撰大乘論 和訳と注解上』(講談社、一九八

二) 二八頁以下参照。

併せて、梅谷憲昭「弥勒請問章和記」(駒沢大学仏教学部
論集)六所収(一九七五)「回 A Consideration on the *Byzans
sus kyū ichū* from the historical point of view」(『東洋学』
一四一—一四六)一六三頁)参照。

- ㊥ Peking No. 731, Di 250 a⁸-b² (Vol. 19, 190-2-8~3-2),
Derge A 349 b²-b⁴, Skt. ed. Edward Conze and Iida
Shotaro, p. 238, 27-31, W. (43~49).
- ㊦ Peking No. 731, Di 243 a⁴-244 a⁴ (Vol. 19, 187-3-4~5-4),
Derge A 342 b⁵-343 b⁴, Skt. ed. E. Conze & Iida S.)
p. 233, 23—p. 234, 16, I. (1)~(5)底標^㉑
- ㊧ Peking ibid., Di 244 a⁵-e (Vol. 19, 187-5-6~7), Derge
A 343 b⁴-e, Skt. ibid., p. 234, 17-21, II. (6)底標^㉒
- ㊨ Peking ibid., Di 244 a⁷-b³ (Vol. 19, 187-5-7~188-1-3),
Derge A 343 b⁶-344 a³, Skt. ibid., p. 234, 21-30, II. (7)底標^㉓
- ㊩ Peking ibid., Di 244 b³-2 (Vol. 19, 188-1-3~5), Derge A
344 a³-5, Skt. ibid., p. 234, 30-34, II. (8)底標^㉔
- ㊪ Peking ibid., Di 247 a²-4 (Vol. 19, 189-1-2~4), Derge A
346 a^e-b¹, Skt. ibid., p. 236, 11-13, III. (9)底標^㉕
- ㊫ Peking ibid., Di 247 a⁵-6 (Vol. 19, 189-1-5~6), Derge
A 346 b¹-9, Skt. ibid., p. 236, 13-15, III. (10)底標^㉖
- ㊬ Peking ibid., 247 a⁵-8 (Vol. 19, 189-1-6~8), Derge A
346 b³-4, Skt. ibid., p. 236, 15-16, III. (11)底標^㉗
- ㊭ Peking ibid., 247 a⁸-b¹ (Vol. 19, 189-1-8~2-1), Derge
A 346 b¹-5, Skt. ibid., p. 236, 17-18, III. (12)底標^㉘
- ㊮ Peking ibid., 244 b⁶-245 a¹ (Vol. 19, 188-1-6~2-4), Derge
A 344 a⁵-b³ 取標^㉙ 梵文及之 345 校取之
445 446 447 取標^㉚
- ㊯ Peking ibid., 245 a¹-6 (Vol. 19, 188-2-4~6), Derge A
344 b¹-5 取標^㉛ 梵文及之 Peking No. 5188 245 校取之 445
446 447 取標^㉜
- ㊰ Peking ibid., 245 a⁶ (Vol. 19, 188-2-6), Derge A 344 b⁵,
Skt. ibid., p. 234, 41, II. (13)底標^㉝
- ㊱ Peking ibid., 245 b¹-246 a¹ (Vol. 19, 188-3-1~4-1) 7
A 345 a¹-7, Skt. ibid., p. 234, 42—p. 235, 2, II. (14)底標^㉞
- ㊲ Toh. No. 3830, Tsa. 107 a³-4.
- ㊳ 『雜蘊經』と『華嚴經』の語彙の異同を以て『ハ
ンチーリク』2495-740 頁に於て之を論ず。V. p. 67.
- ㊴ Peking No. 731, Di 246 a¹-3, Derge A 345 a⁷-b², Skt.,
p. 235, 27-31, III. (15)底標^㉟
- ㊵ Peking ibid., 246 a³-5 (Vol. 19, 188-4-3~5), Derge A
345 b²-3, Skt., p. 235, 31-35, III. (16)底標^㊱
- ㊶ Peking ibid., 246 a⁵ (Vol. 19, 188-4-4-5), Derge A 345 b³,
Skt., p. 235, 35-36, III. (17)
- ㊷ Peking ibid., 246 a⁵-8 (Vol. 19, 188-4-5~8), Derge A
345 b³-5, Skt., p. 235, 36-42, III. (18)底標^㊲
- ㊸ Peking ibid., 246 b¹-4 (Vol. 19, 188-5-1~4), Derge A
345 b⁴-346 a³, Skt., p. 235, 46—p. 236, 5, III. (19)底標^㊳
- ㊹ Peking ibid., 246 b⁴-8 (Vol. 19, 188-5-4~8), Derge A

346a³⁻⁵, Skt., p. 236, 5—9, III. (2)取意²⁸。

(28) Peking ibid., 246b⁵—247a¹ (Vol. 19, 138-5-8~139-1-1), Derge A 346a⁵⁻⁶, Skt., p. 236, 9, III. (2)取意²⁹。

(29) Peking ibid., 247a¹ (Vol. 19, 189-1-1), Derge A 346a⁶, Skt., p. 236, Skt., p. 236, 9-11, III. (2)取意³⁰。

(30) 註⑥~⑭の見られる経文³¹。

(31) Peking ibid., 249b²⁻⁶ (Vol. 19, 190-1-2~6), Derge A 348b⁵—349a¹, Skt., p. 238, 9-12, W. (2)取意³²。

(32) Peking ibid., 249b⁶—250a¹ (Vol. 19, 190-1-6~2-1), Derge A 349a¹⁻³, Skt., p. 238, 12-16, W. (2)取意³³。

(33) Peking ibid., 250a¹⁻⁴ (Vol. 19, 190-2-1~4), Derge A 349a³⁻⁶, Skt., p. 238, 16-21, W. (2)取意³⁴。

(34) Louis de la Vallée Poussin (ed.), pp. 201-202, 小川一乗『空性思想の研究』二二四—二二五頁参照。

(35) ma reg par. 『入中論釈』のチベット訳は ma rig par である³⁵。

(36) 『ラクシエーニン³⁶』の大註 ('jigs med dam chos rgya mtsho (1898-1946); Legs bsad snin po'i jug nogs, smad cha) 248a³⁻⁴。

仏智は法性と有法との二を共に「こ覧になっても、法性を「こ覧になり「こ覧になった点で、因縁によって作り出されたものに触れずに、即ち、その有法なるものを「こ覧にならない仕方、自性のみをまのあたりにする点からそれこそを理解するのであるから、仏といわれる云々 (248a³⁻⁴)。

と説明している。

(28) 前掲小川『研究』二二五頁参照。

(29) 『撰決拈分』の言葉など、『ラクシエーニン³⁷』にも引用、V, pp. 46-47。

(30) 『入中論』第六章第一二七偈に示すものなど。

(31) チャンキヤの『宗義書』には実物 (dravya) の四義を提示している。「(1) 一般的にただ存在するほどのものを実物として有と考えられるのは、どのようなものであっても、存在しているならば、すべて実物として存在するのみである」と言われるごとくである。その反対の仮説としての有は、「(人法) 二我の如く分別によってありと捉えてもあるのではないものである。(2) 効果的作用の実物の有は諸の事物であって、その反対の仮説有は「無為の」共相である。(3) 堅く不変の実物の有は無為の虚空と択滅と非択滅の諸滅であって、この反対の仮説有は無常なるものである。(4) 独立自存の実物の有は根識の捉えられることになった色や自立している識である。この反対の仮説有は不相応行と仮説された諸法である。」(Yarunasī, 1970, pp. 178¹⁶-179⁹) に見られる(1)がこの実物を指示している³⁸。

(32) 註④参照。

(33) 『中観光明論』を指すのであろう。この『ラクシエーニン³⁹』で次のようなこの『論』の一節を引用して言及している。世尊によって不生などが説示されたのはまさに勝義に関する点のみでなきっており、三種の無自性の密意趣を説示し

て、二辺を遠離する中道を説き示すために、まさに了義なる本典(『般若経』)が確立なさっている。(V. p. 124, 片野道雄「ツォンカバの解明するシャーントラクシタの中観思想——『善説心髓』試解——」『仏教学セミナー』四四号、二二頁参照)

④ この『レクシェーニンボ』で言及するナトナーカラシヤールンティの『般若波羅蜜ウバデーシャ』(Toh. No. 4079, Derge Hi. 136a¹, O. No. 5579)における主張など。V. p. 88. (本学助教授 仏教学)
(平成四年十一月十六日受付)